

令和8年3月17日

滝沢市長 武田 哲 様

滝沢市上下水道事業経営審議会
会長 山田 一裕



下水道使用料の改定について（答申）

令和7年10月27日付け、滝水経第1001004号で諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答申書

1 はじめに

公共下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的として、快適な市民生活を維持していくために欠かすことのできない社会基盤の一つであり、将来にわたってその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければならない。

本市では平成27年度に地方公営企業法を適用し企業会計へ移行し、独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく下水道使用料を基本とする運営に移行している。

経営の基盤となる下水道使用料は使用者に対して公平な負担となるよう配慮し、適正な受益者負担のもとに安定した経営が将来的に持続できることが必要である。

本審議会では、滝沢市の現状と課題を踏まえ、下水道使用料改定について4回にわたり慎重に審議を行った。

2 下水道使用料改定について

(1) 下水道使用料の在り方について

本市の現行下水道使用料は、平成30年の改定により施行されたものである。

全国的に下水道事業が抱える課題と同様に、本市においても人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入は令和3年度をピークとし、今後は徐々に減少することが見込まれる。一方、物価高騰や施設の老朽化による維持管理費や北上川上流流域下水道維持管理負担金の増加、今後必要となる施設・設備の更新費用の確保など、下水道事業の経営環境は厳しさを増していく見込みである。また、大規模地震などの突発的災害時においても、重要なライフラインである下水道事業を継続して安定的に運営していく必要がある。

このような状況を鑑み、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、今回の下水道使用料の改定は必要であると考えます。

(2) 下水道使用料を改定する場合の算定期間について

令和9年度から令和12年度までの4年間

使用料算定には社会情勢、経済情勢等による事業経営の変化を随時反映することが必要であり、安定的な事業経営とするため令和9年度から令和12年度までの4年間とすることが適当である。なお、この期間設定については、本審議会が料金改定について従来から答申してきた期間である。

(3) 使用料体系について

- ・ 基本水量制（※1）は廃止することが適当である。
- ・ 従量使用料（※2）分については、標準世帯への影響を配慮しつつ、使用量に応じた応分の負担を求めることが適当である。

下水道使用料は市民の生活や事業者の活動に密着した施設を建設し、維持管理するための公共料金である。今後、有収水量（※3）の減少が見込まれており、国においても将来にわたって適正な経営資金を確保する観点から基本使用料（※4）の割合を高める必要があるとされている。

したがって本市の基本水量制は、使用者間の公平性の確保の目的を併せてこれを廃止し、更に今後様々な検討を経ながら基本使用料の割合を高めていくことが望ましい。

今回の基本水量制の廃止により、使用量の少ない世帯の負担が相対的に増加することとなるが、過度な負担とならないよう調整が必要と考える。

一方で、使用者の大半を占め、改定の影響が広範囲に及ぶ標準世帯については、使用料改定の目的を円滑に達成するため負担をある程度抑制し、一定の保護を図ることが望ましい。また、大口使用者に対しては、汚水処理のコストや環境負荷への程度を踏まえた改定が妥当である。

（4）改定率

平均改定率12%程度が適当である。

使用者の負担を考慮しながらも算定期間内の経費回収率を高め、事業の安定的運営と大規模災害へ備えた資金確保を目指すこととする改定率が適当である。

前記内容を可視化するため1例を示す。ただしこれは審議会に示された複数の加重パターンの試算（使用水量ごとの単価を変えて行うシミュレーション）について、委員からの意見を参考として総合的にとりまとめたものである。

（円、税抜）

用途別	区分	水量区分	改定前	改定後
一般用	基本料金	—	1,030	1,150
	従量料金 1m ³ につき	0～5m ³	0	30
		6～10m ³	90	90
		11～20m ³	130	131
		21～30m ³	140	146
		31～50m ³	150	165
		51～100m ³	165	185
		101～500m ³	175	195
		501～1,000m ³	185	205
		1,001m ³ ～	195	220
浴場用	基本料金	5m ³ まで	1,030	1,150
	従量料金 1m ³ につき	0～5m ³	0	78
		6m ³ ～	70	
臨時用	—	1m ³ につき	195	220

(5) 汚水排除量について

水道水以外の水を使用した場合の汚水排除量の認定基準について、1人につき1月あたり7立方メートル程度とすることを検討されたい。

本市における1人1月あたりの有収水量の実績（令和2年～令和6年の平均）による現状を踏まえ、一般家庭用として井戸水等水道水以外の水を使用した場合の汚水排除量の認定水量は、実績に即し7立方メートル程度とすることが望ましい。

(6) 改定時期について

令和9年4月施行

下水道条例の改正、使用者への周知期間等を考慮する必要があるとあり、使用料算定期間の初年度である令和9年4月に施行されるよう改定を行うことが望ましい。

3 附帯意見

〔経営努力について〕

下水道事業の健全運営に向けて維持管理の効率化や財源確保の強化など、不断の経営努力を継続し、その成果を市民に明確に示す必要がある。

昨今の社会情勢の変化による市民の負担増を鑑み、可能な限り改定率の低減についても検討いただきたい。

〔不明水対策について〕

不明水の削減は下水道事業経営の効率化と市民負担の抑制に直結する重要課題であり、本審議会でも継続的に審議、答申しているとおり、計画的な調査・修繕・更新や誤接続対策を着実に進めることを強く望むものである。

〔接続率の向上について〕

未接続世帯への丁寧な周知や下水道の利便性・衛生向上効果を分かりやすく伝える広報活動を強化し、接続率の向上を着実に図ることが求められる。

〔わかりやすい広報について〕

下水道事業の現状や料金改定の必要性、施設更新の課題などを市民に正確かつ分かりやすく伝えるための広報活動を行い、事業への信頼と理解を高める取り組みを進めることが求められる。

〔使用料妥当性の検討〕

安定的で持続的な事業経営のため、下水道事業を取り巻く環境や社会情勢の変化、経営状況を毎年度ごとに的確に捉え、必要に応じ4年ごとを目途に使用料の改定を検討することが必要である。

4 むすび

本審議会では、下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、適正な下水道使用料について慎重な審議を重ねた結果、基本的な方向性を答申する。

今後も引き続き社会情勢の変化に対応しながら、健全な経営に努め、将来にわたり安心・安全な下水道事業運営のため、適正な事業運営を図られることを強く希望する。

滝沢市上下水道事業経営審議会委員名簿

学識経験者	会長	山田 一裕
	副会長	齋藤 誠司
	委員	山口 孝
	委員	荒屋 貢
商工団体	委員	田村 武
消費者団体推薦	委員	佐々木 里美
住民公募	委員	菱田 廣士
	委員	小池 倫子
	委員	八重樫 節夫

審議会開催経過

区分	日時	内容
第1回	令和7年8月27日 午後1時半～	・滝沢市上下水道事業の今後の見通しについて
第2回	令和7年10月27日 午後1時半～	【諮問】 ・下水道事業の概要 ・公共下水道事業会計の経営状況と使用料改定の検討について ・下水道使用料の現状について
第3回	令和7年12月16日 午後1時半～	・下水道使用料改定案について
第4回	令和8年1月28日 午後1時半～	・下水道使用料改定案について
第5回	令和8年3月17日 午後1時半～	・下水道使用料改定案について ・答申（案）について 【答申】

【用語の解説】

※1 基本水量制

基本料金に一定の水量が含まれていることで一定水量の使用を促進し、公衆衛生の向上・生活環境の改善を目的に全国的に導入されてきた制度。

※2 従量使用料

汚水の排出量に応じて増える料金。

※3 有収水量

下水道使用料収入の対象となる水量。

※4 基本使用料

汚水の排出量に関係なく、一律に決まっている料金。